

共済ながさき



平成26年4月発行
第161号



平戸大橋とつつじ（平戸市）

もくじ

平成26年度 事業計画及び予算の概要	2
平成26年度 保健事業の内容	5
節目ドック助成について、年度内に55歳となる組合員も助成が受けられます	6
年に1回の特定健康診査は必ず受診しましょう	6
特定健康診査対象者へ「お口のチェック受診助成券」を送付します	6
今年度も健康づくり講座を実施します	6
よくわかる健康講座	7
お口の健康アドバイス	10
保健課からのお知らせ	12
・育児休業手当金の給付率が引き上げられます	12
・上位所得者の附加給付の基礎控除額が平成26年4月診療分から変更されます	12
・高齢受給者の方の医療費に係る自己負担割合が引き上げられます	13
地共済年金財政の現状について	13
ホームページをリニューアルしました	15
平成26年4月からの年金制度改革のお知らせ	16
組合員・被扶養者の異動に伴う手続き等について	17
産前産後休業期間中の掛金（保険料）が免除されます！	17
貸付事業のお知らせ	18
貸付事業の見直しについて	19
遺族附加年金事業のお知らせ	19
貯金事業のお知らせ	20

平成26年度 事業計画及び予算の概要

去る2月21日長崎西彼農協興善町ビルにおいて開催されました第160回組合会におきまして平成26年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要をお知らせします。

組合の概要

所 属 所	平成26年度末推計	
	市	13
町	8	
一部事務組合等	11	
計	32	
組 合 員 数		14,383人
任 意 継 続 組 合 員 数		413人
被 扶 養 者 数		18,295人
平均給料額		長期 324,274円
		短期・福祉 324,688円

給料・期末手当等と掛金・負担金の割合（単位：千分率）

区 分	市町村長 長期組員	特別職	長期組員		一般	特定消防	船員一般	職員団体 専従職員				
			一般職	特別職								
短 期	短期掛金	給 料	49.64	2.16	49.64	2.70	2.16	62.05	62.05	63.79	62.05	
		期末手当等	49.64	2.16	49.64	2.16	2.16	49.64	49.64	51.032	49.64	
	短期負担金	給 料	54.04	2.16	54.04	2.70	2.16	67.55	67.55	71.31	67.55	
		期末手当等	54.04	2.16	54.04	2.16	2.16	54.04	54.04	57.048	54.04	
介 護	介護掛金	給 料	6.12	—	6.12	—	—	7.65	7.65	7.65	7.65	
		期末手当等	6.12	—	6.12	—	—	6.12	6.12	6.12	6.12	
	介護負担金	給 料	6.12	—	6.12	—	—	7.65	7.65	7.65	7.65	
		期末手当等	6.12	—	6.12	—	—	6.12	6.12	6.12	6.12	
期 調 整 負 担 金	給 料	0.2（給料総額×1.25(市町村長、特別職1)に対する割合）※市町村長長期組員、長期組員は除く										
	期末手当等	0.2 ※市町村長長期組員、長期組員は除く										
期 公 的 負 担 金	給 料	0.32（給料総額×1.25(市町村長、特別職1)に対する割合）										
	期末手当等	0.32										
長 期	掛 金	給 料(4～8月)	82.85	82.85	82.85	103.5625	82.85	103.5625	103.5625	103.5625	103.5625	103.5625
		給 料(9～3月)	84.62	84.62	84.62	105.775	84.62	105.775	105.775	105.775	105.775	105.775
		期末手当等(6月)	82.85	82.85	82.85	82.85	82.85	82.85	82.85	82.85	82.85	82.85
		期末手当等(12月)	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62
	負 担 金	給 料(4～8月)	83.15	83.15	83.15	103.9375	83.15	103.9375	103.9375	103.9375	103.9375	103.5625
		給 料(9～3月)	84.92	84.92	84.92	106.15	84.92	106.15	106.15	106.15	106.15	105.775
		期末手当等(6月)	83.15	83.15	83.15	83.15	83.15	83.15	83.15	83.15	83.15	82.85
		期末手当等(12月)	84.92	84.92	84.92	84.92	84.92	84.92	84.92	84.92	84.92	84.62
期 公 的 負 担 金	給 料	38.2（給料総額×1.25(市町村長、特別職1)に対する割合）										
	期末手当等	38.2										
保 掛 金	給 料	1.50	—	1.50	—	—	1.875	1.875	1.875	1.875	1.875	
	期末手当等	1.50	—	1.50	—	—	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	
健 負 担 金	給 料	1.50	—	1.50	—	—	1.875	1.875	1.875	1.875	1.875	
	期末手当等	1.50	—	1.50	—	—	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	
事 務 費 負 担 金 年 額					組合員1人当たり		10,800円					
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金 年 額					組合員1人当たり		336円					

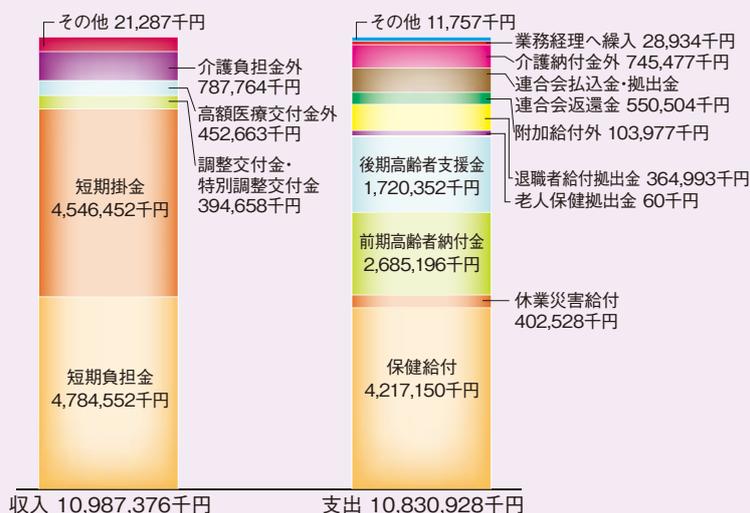
- 1 事務費負担金10,800円の内訳は、月額900円とする。
- 2 長期経理では上記のほか、基本追加費用率千分の46.5（長崎市51.1、佐世保市48.2、島原市48.8、諫早市48.7、大村市48.6）、恩給組合条例給付金負担率（平成25年度決算後に確定）による負担金がある。
- 3 特別職とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職員（市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長を含む。）及び同項第3号等の特別職の職員をいう。
- 4 市町村長長期組員及び長期組員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組員（75歳以上の者及び一定の障害の状態にあると認定された65歳以上の者）をいう。
- 5 短期の公的負担金とは、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金をいい、長期の公的負担金とは、基礎年金拠出金に係る公的負担金をいう。

短期経理

この経理は、組合員とその家族の病気や負傷、出産、埋葬に要した費用等に係る給付を行う経理です。

平成26年度も依然として厳しい財政状況下であり、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う財政調整事業の調整交付金等を受けながら事業運営を行うこととなります。

収支見込みの状況



左記の収支見込みにより生じた当期短期利益金114,161千円については、前年度から繰り越す見込みの短期繰越欠損金105,368千円を補てんし、また、当期介護利益金42,287千円については、前年度から繰り越す見込みの介護繰越欠損金39,441千円を補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、11,639千円となる見込みです。

長期経理

この経理は、年金の決定や支払い、年金積立金の運用などの長期給付事業は連合会で一元的処理されているため、各所属所から払い込まれる長期掛金・負担金等を受け、それを連合会へ払い込むための経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金・掛金	20,802,837千円
支出……負担金払込金・掛金払込金	20,802,837千円

預託金管理経理

この経理は、長期経理の資金運用の一部を連合会から預託を受け、組合員貸付の資金等を賄う経理です。

収支見込みの状況

収入……利息及び配当金	90,740千円
支出……支払利息	90,740千円

業務経理

この経理は、組合の業務に係る諸費用を賄うための経理で、組合員1人当たりの事務費負担金の年額は、地方公共団体負担金（短期分）6,000円、短期経理より繰入2,000円、連合会交付金3,593円となります。

収支見込みの状況

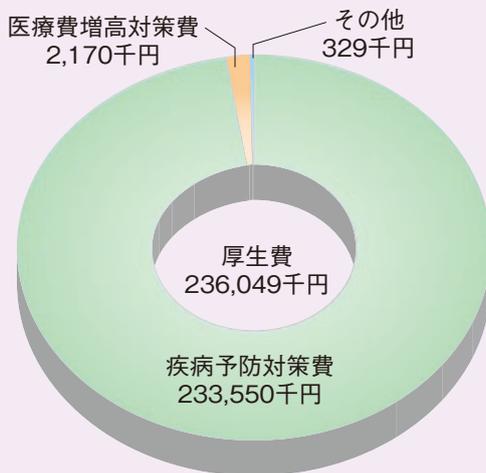
収入……負担金外	237,240千円
支出……人件費・事務費外	226,115千円
当期利益金	11,125千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金11,125千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金600,590千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、611,715千円となる見込みです。

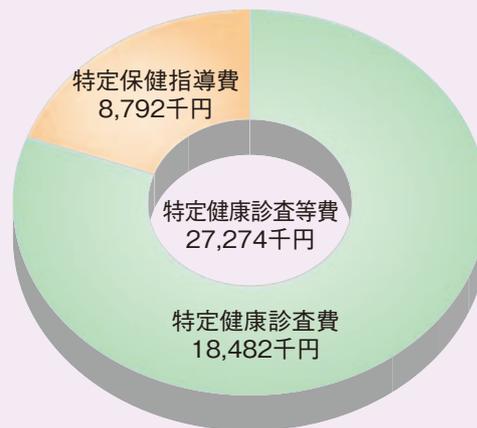
保 健 経 理

この経理は、組合員とその家族の毎日の生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、各種検診事業、健康の保持増進、医療に対する認識の啓発活動を行い、健康づくりの支援、特定健康診査、特定保健指導等の事業を行う経理です。

◆事業（厚生費）の概要



◆事業（特定健康診査等費）の概要



収支見込みの状況

収入……負担金・掛金外	278,732千円
支出……厚生費外	314,001千円
当期損失金	35,269千円

左記の収支見込みにより生じた当期損失金35,269千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金及び宿泊経理から引き継ぐ利益剰余金1,238,130千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,202,861千円となる見込みです。

貯 金 経 理

この経理は、組合員の給料から控除してお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、組合員の財産づくりと豊かでゆとりある生活設計に役立つよう設けられた貯金事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入……利息及び配当金外	159,816千円
支出……支払利息外	81,372千円
当期利益金	78,444千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金78,444千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金947,236千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,025,680千円となる見込みです。

貸 付 経 理

この経理は、組合員に臨時の支出が必要な場合、または住宅取得等に必要な資金を貸し付ける事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入……組合員貸付金利息外	140,815千円
支出……支払利息外	111,393千円
当期利益金	29,422千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金29,422千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金1,467,294千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,496,716千円となる見込みです。

※ 平成16年9月末をもって宿泊施設としての営業を終了し、引き続き事務所として活用していた固定資産を平成25年度中に廃止するため、平成25年度末をもって宿泊経理を廃止します。

その他に次の議件が議決されました。

- 1 平成25年度事業計画及び予算の変更について
- 2 長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 3 長崎県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について
- 4 長崎県市町村職員共済組合貸付規則施行細則の一部改正について
- 5 長崎県市町村職員共済組合定款及び諸規則等を左横書きに改正する規則の制定について

平成26年度 保健事業の内容

共済組合では、組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、健康教育、保健を目的とした各種保健事業を実施しています。

平成26年度の保健事業の内容についてお知らせします。

事業名	募集人員	事業内容
2日ドック助成	2,150人	契約医療機関において、組合員及び被扶養者のうち年度内に30歳以上となる者がドックを受診した際の費用の一部を助成する。 2日ドック助成…40,000円助成 (PETドックの場合は50,000円助成) 1日ドック助成…30,000円助成 (PETドックの場合は50,000円助成)
1日ドック助成	2,450人	
節目ドック助成	800人	契約医療機関において、組合員のうち年度内に45歳、50歳又は55歳となる者がドックを受診した際の費用の一部を助成する。 助成額…50,000円助成 (PETドックの場合は70,000円助成)
お口のチェック	1,500人	契約医療機関において組合員及び被扶養者(年度内に13歳以上となる者)がお口のチェックを受診した際の費用の全額を助成する。
インフルエンザ予防接種助成	6,000人	組合員及び被扶養者が平成26年10月から平成27年3月にインフルエンザ予防接種を受けた際の費用の一部を助成する。(年度内に1人1回限り1,500円を助成) ※ただし、地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。
健康づくり講座	—	講座開催を希望する所属所に対して講師を派遣し、健康日本21の項目に沿った講演を実施する。(講師派遣に係る費用を助成)
お口の健康アドバイス	—	広報誌・ホームページ・お口の健康に関するリーフレットの配布によりお口の健康づくりを目的に情報提供を行う。

保健事業を利用するには、事業の実施内容によりその他の留意事項等がありますので、詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課へお問い合わせください。

その他の保健事業として、次の事業を医療費増・対策のため実施しています。

- ・医療費分析資料の作成
- ・医療費通知書の配布
- ・短期給付財政安定化計画の作成
- ・レセプト審査点検
- ・所属所巡回説明会
- ・ジェネリック医薬品差額通知書の配布

節目ドック助成について、年度内に55歳となる組合員も助成が受けられます

平成25年度に実施しました所属所巡回説明会において、多くの所属所から、ご要望がありましたので、年度内に55歳となる組合員も節目ドック対象者として助成を行います。

なお、昨年度に引き続き、歯・歯組織疾患の予防、生活習慣病予防の意識啓発を目的とした「お口のチェック」(歯科健診)を実施いたしますので、「お口のチェック受診助成券」を挟みこんでいます。積極的に受診し、生活習慣病とも関わりのある虫歯や歯周病の予防、早期発見に役立てましょう。

なお、受診は5月から開始の予定となっています。

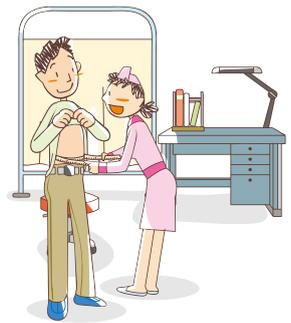
年に1回の特定健康診査は必ず受診しましょう 特定健康診査受診券が交付された方は、早めに受診してください。

今年度も生活習慣病有病者・予備群の減少を目標として、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

特定健康診査は、ご自身の健康状態を把握するための良い機会ですので、特定健康診査受診券が交付された方はすみやかに受診してください。

なお、特定健康診査受診券は5月に該当者の自宅へ送付予定です。

また、特定健康診査の受診結果によっては、特定保健指導を受けることとなり、6か月程度の期間を要しますので、特定保健指導利用券が交付された場合も早めの受診をお願いします。



特定健康診査対象者へ 「お口のチェック受診助成券」を送付します

今年度も特定健康診査対象者へ受診券を送付する際に、「お口のチェック受診助成券」を同封します。この機会に積極的に活用し、生活習慣病とも関わりのある虫歯や歯周病の予防、早期発見に役立てましょう。

今年度も健康づくり講座を実施します

共済組合では、組合員に対する生活習慣病対策、健康の保持増進及び生きがいある生涯健康生活の構築を目的とする「健康づくり講座」を開催しています。

健康づくり講座は、共済組合が医師や大学教授と講師委託契約を結び、所属所からの要望により講師を派遣し実施しています。

所属所での職員研修と併せての開催も可能であり、昨年度は10所属所(17講演)において実施しました。

よくわかる健康講座

ステキに歳を重ねましょう

健康寿命を延ばすために



生涯健康で過ごせるように生活習慣を見直しませんか？

長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
TEL 0957-27-2127 (直通)
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院
健診部 健診課長 坂口 直子

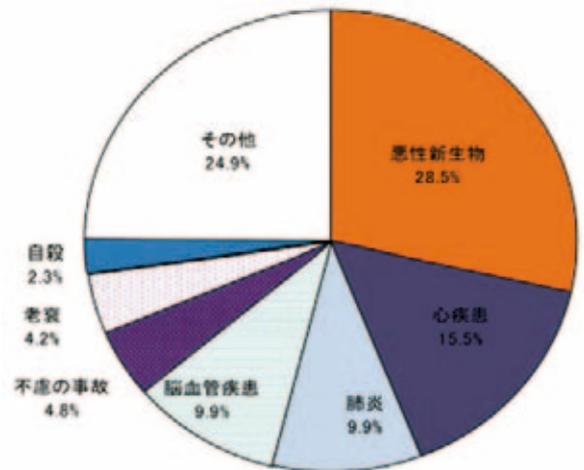
生活習慣の重要性

日本人の死因を見ると、6割以上の方が悪性新生物・心疾患・脳血管疾患でなくなっています。これらの疾患の発症の引き金となるのが、毎日の習慣です。

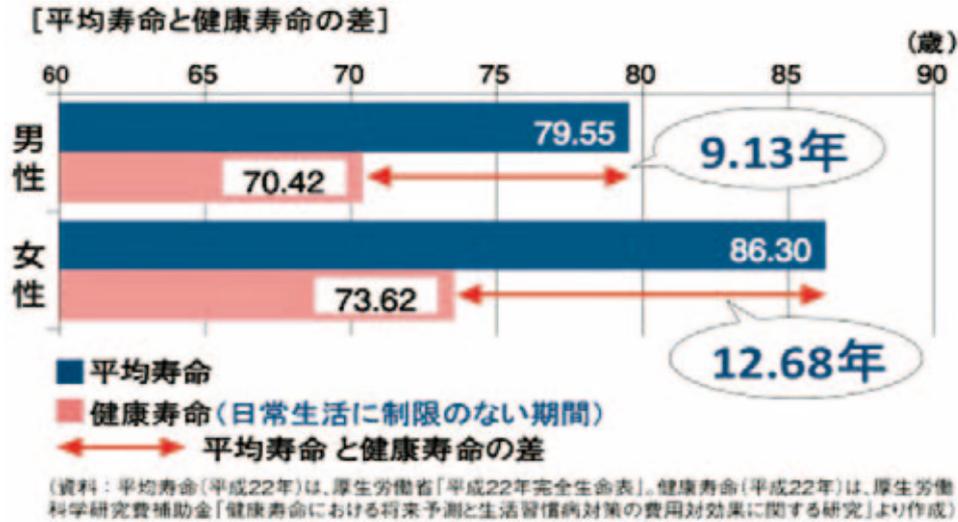
気づかずにやっている日常の身体に良くない生活習慣の蓄積が、疾患の元凶となっているのです。

また、世界有数の長寿国となった日本が、今後めざすべき方向は、単なる長寿ではなく「**健康寿命（＝日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間）**」を延ばすことにあるとし、厚生労働省は、政策の重点を予防へと移し、国民の健康寿命を延ばすため、主に生活習慣病の予防を目的とした「すこやか生活習慣国民運動」を平成20年度から実施し、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」を推進してきました。

生活習慣がどんなに大切か、お解りいただけたと思います。
生活習慣をより良いものとし、元気に年を重ねたいですね。



主な死因別死亡数の割合（平成23年）



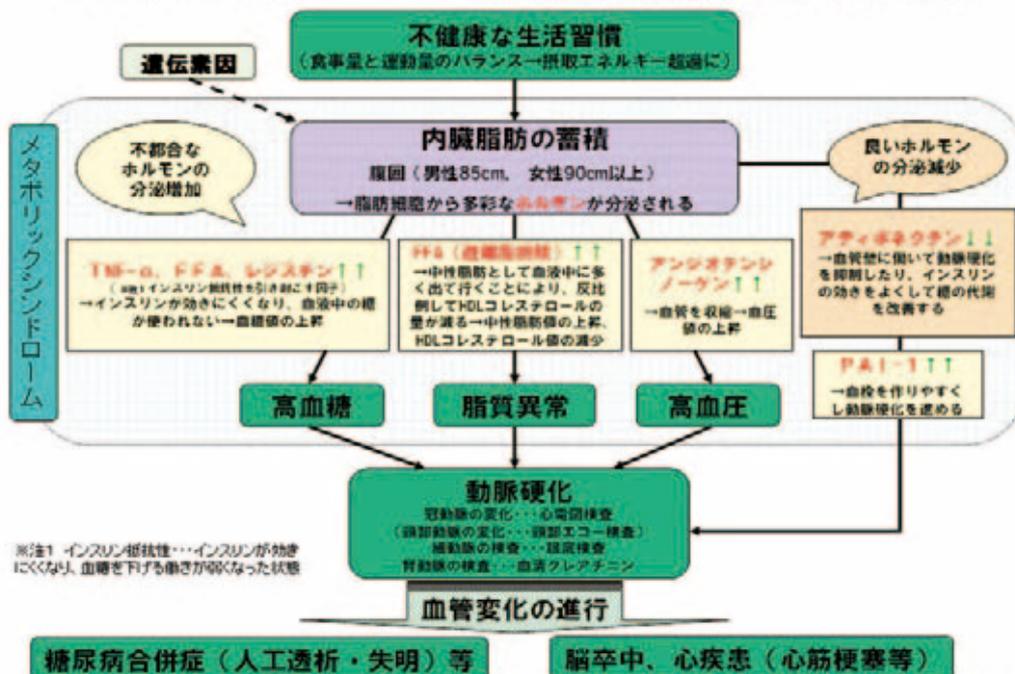
長崎県 男性 全国42位 69.14歳 女性 39位 73.05歳

健診を受けましょう

健診を受けることは、自分の身体の現状を知る最も身近な方法であり、生活習慣を見直すきっかけとなります。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）すなわち、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心血管疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となります。健診を受けることによって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての第一歩となるでしょう。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）はなぜ重要か



あなたが、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）だったら、おそらく減量したいと考えるでしょう。具体的にはどのようにしたらよいのでしょうか。

脂肪組織 1 kg は、エネルギー約 7000kcal 分に相当します。

1 kg 減らすには、その分身体活動（消費カロリー）を増やし、食事でのエネルギー（摂

取カロリー)を減らして調整する必要があります。

1日あたり約234cl減らすと1ヵ月で1kg減量できる計算になります。

どうやって減らしますか。

たとえば、食事や間食234kcal、実際どれくらいかというと…

- ごはん軽く1杯分(150g)
- 4枚切食パン1枚分
- 卵3個分
- カップアイス1個分
- ビール大瓶1本分(633mL)
- 日本酒1合強
- ワイン2~3杯
- ドーナツ1個分
- バナナ2~3本分 など

食事からだけでなく運動量もいつもの量に+ α 増やすだけで、減らす食事量を少なくすることもできます。運動と食事、双方とも何らかの形で実施した方がより効果的です。

「食べたいものを食べたいだけ食べられないのか…」と落胆されると悲しい気持ちになってしまいます。当然、毎日の食事はおいしく楽しい方がいいものに決まっています。

でも食べてはいけないのではなく、**健全な普通量にすれば良いだけのこと**。多くの場合、健全な量ではないから検査結果の異常値として表われてきます。

時間をかけて出来上がってしまった、目とお腹の「食べ過ぎ」な基準。これもダイエットがうまくいっている方の大半が、「慣れで解決する」とお話されます。減量がうまくいっている人の共通点は、**適量に慣れるまで続けられること**。

たとえば、効率的な運動

歩くことが手っ取り早い運動になります。ただ歩くのではなく歩き方を意識してみてください。

- ウォーミングアップとクーリングダウン(準備体操・ストレッチ)、**ウォーキング効果**を高める。
- つねに**正しい姿勢**を意識しながら歩く。
- 正しい足の運び方を意識しながら歩く。
- 腕の振りは軽快にテンポよく。
- 腰がよく回転するように、大またで歩く。
- 最初はゆっくり、慣れてきてから徐々に速度を上げるようにする。
- **足に合った靴を選ぶ**。
- 両手をあげ動きやすい服装で。
- 月に一度は郊外へ行くなど、長続きする工夫をする。
- 決して無理はせず、体調が悪ければ休む。休養日をつくる。

運動と食事で減量しようと頑張るとき、体重を計り記録したり、食べたくても食べなかったおやつや+ α の食事を記録し何カロリー分食べずに頑張ったか明らかにしたりすると、続けられるかもしれません。

そして続けられた先には、健康的な姿の自分が待っていることでしょう。

まずは、人間ドックや特定健診を受けましょう。特定健診以外にも居住地の市や町で行っているがん検診もあります。上手に利用し健康寿命を延ばしましょう。

お口の健康アドバイス



医療情報委員会 委員

出口 繁 先生

生活習慣病の予防には、お口の健康づくりが大切です。そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「お口の健康アドバイス」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

長崎県歯科医師会医療情報委員会、委員の出口繁です。歯みがきだけではない「お口の健康」の話を「よ〜く噛み砕いて」お伝えします。

～歯は Priceless。歯を守ることから全身の健康を考える～

前稿では、「脳の発達」にスポットを当て、良く噛んで食べることの重要性について述べ、長崎県産品を上手に使うことで噛む回数を増やすことができることをご紹介しました。今回は「肥満予防」（ひみこのはがいで「ひ」）をヒントに全身の健康について考えてみたいと思います。

万病の元、肥満の予防も、噛むことが大事

肥満が糖尿病や高血圧などいわゆる生活習慣病のリスクを高めることは周知のことです。ライオン歯科衛生研究所の武井先生らが企業の就業者を対象に行った研究によれば、肥満の尺度であるBMIと関連性があった食習慣は、「朝食や夜食の摂取」などの食事摂取に関連する項目ではなく、「早食い」などの食べ方であったそうです。みなさんのイメージでは、夜食などが肥満の原因と考えがちではないでしょうか？ 非常に意外な結果とすることができるでしょう。

ところが、早食いをしていた就業者の8割は、子どもの頃からの習慣でなかなか変えることが難しいというデータも出ており、武井先生は具体的な対応として以下の項目を提案されています。

「早食い予防の10か条」

1. 噛む回数を数えながら食べる
2. 飲み込む前に後5回噛む
3. 速いスピードで噛むのではなく、ゆっくり噛んで、唾液と混ぜ合わせながら食べる
4. 箸置を使って、箸休めをする

5. ひと口分の量を少なくする
6. 先に口に入れた食べ物を飲み込んでから次の食べ物を口に入れる
7. お茶、汁物、お酒などの水分と一緒に流し込まない
8. 歯ごたえのある食材を選ぶ
9. 麺類や丼を避けて定食など品数の多い献立を選ぶ
10. 2人以上で食べて、会話を楽しむ

なかなか厳しいものもありますが、厳しい食事制限などをすることに比べれば、究極の「食べながら肥満を予防する」方法と言えるでしょう。

なぜ噛むことで肥満の予防ができるのか？

ごはんやパンなどの炭水化物は最終的にはブドウ糖の形で血液に吸収されますが、それによって上昇した血糖値を脳の満腹中枢で感知し、大脳で「もうおなかがいっぱい!!」という満腹感を感じるのです。ところが良く噛まないで食べると、食べ物の胃の滞留時間が長くなり、血糖値の上昇に時間を要するために、食べ過ぎてしまいます。また、最近の研究では、満腹中枢を刺激する「ヒスタミン」が良く噛むことで視床下部から分泌され、食べ過ぎが防止されることもわかってきました。

前述のように、早食いの習慣は若いときに固定されてしまいますが、継続した食べ過ぎの習慣が続くことにより、高血糖、高インスリン血症の状態となり、生活習慣病に簡単に進んで行ってしまうのです。また、長年肥満症の状態が続くと、脂肪細胞から放出されるレプチン（摂食を調整するホルモン）に対する抵抗性ができてしまい、食べる量を減らすことが難しくなっていくのです。良く噛んで食べることが肥満のみならず生活習慣病の予防につながっていくことがわかりいただけましたでしょうか？

Pricelessの価値のある「歯」。その大切さを食べるという切り口から全身の健康との関わりを述べてきました。「食育」というと旬の食材などの華やかな面がクローズアップされがちですが、家族みんなで食卓を囲んで会話を楽しみながら食事をするといった基本的なことは、実は先人達の健康を守る知恵だったのかもしれない。お仕事で忙しい中にも、みなさんのアイデアで少しでも生活に取り入れていただき、健康な体作りの一助になれば幸いです。

参考文献

- 1) カムカム大百科～歯科医から見た食育ワンダーランド～、岡崎好秀著 東山書房 2011
- 2) 武井典子ら：就業者の食習慣と生活習慣病のリスク要因について、口腔衛生学会誌、51(4), 702-703, 2001.

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

育児休業手当金の給付率が引き上げられます

組合員が育児休業を取得し、その子が原則として1歳に達する日までの期間について、休業1日につき給料日額の50%が育児休業手当金として支給されていますが、平成26年4月1日以降に育児休業を開始した組合員を対象に、育児休業開始日から180日に達するまでの期間（土日祝日を含む）は給付率が67%に引き上げられます。施行日前に育児休業を取得された組合員は対象となりませんので、ご注意ください。

〈例〉

①施行日以後に育休を取得した場合

産後休業 開始	法改正施行日	育休取得	育休取得期間が 通算180日経過	育休終了
2月13日	4月1日	4月10日	10月7日	2月11日
(出産日: 2月12日)		67%	50%	

②施行日前に育休を取得した場合

産後休業 開始	育休取得	法改正施行日	育休取得期間が 通算180日経過	育休終了
1月18日	3月15日	4月1日	9月11日	1月16日
(出産日: 1月17日)		50%	50%	50%

③施行日前に育休を取得し、施行日以後に復職したのち、再度育休を取得した場合

産後休業 開始	育休取得	法改正施行日	復職	再度育休取得	育休取得期間が 通算180日経過	育休終了
1月18日	3月15日	4月1日	5月1日	6月1日	10月12日	1月16日
(出産日: 1月17日)		50%	復職期間	50%	50%	

上位所得者の附加給付の基礎控除額が平成26年4月診療分から変更されます

一部負担金払戻金、家族療養費附加金等の算定において、上位所得者を対象に基礎控除額が平成25年4月診療分から段階的に引き上げられており、平成26年4月診療分から基礎控除額が下記のとおりの変更となります。

科 目	所得区分	平成25年度 (4月診療分から)	平成26年度 (4月診療分から)	平成27年度以降 (4月診療分以降)
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	25,000円	25,000円	25,000円
	上位	33,000円	41,000円	50,000円
合算高額療養費に伴う 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	50,000円	50,000円	50,000円
	上位	66,000円	82,000円	100,000円

高齢受給者の方の医療費に係る自己負担割合が引き上げられます

70歳から74歳までの組合員又は被扶養者（以下「高齢受給者」という。）のうち、一定以上所得者を除いた高齢受給者の一部負担金等の割合については、平成20年4月1日以後1割から2割へ見直されたところですが、負担を軽減する特例措置として、平成26年3月31日まで自己負担割合は1割に据え置かれています。しかし世代間の公平を図る観点から、平成26年4月1日以降に70歳に達する方から2割負担への段階的な引き上げとなりました。

	区分	現行		平成26年4月～
70～74歳	一般	1割	➔	昭和19年4月1日までに生まれた方 (既に70歳になっている方) 1割
	一定以上所得者	3割		昭和19年4月2日以降に生まれた方 (新たに70歳になる方) 2割 ※70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から
				3割

地共済年金財政の現状について — 地方公務員共済組合連合会からのお知らせ —

本年実施される財政再計算について、地方公務員共済組合連合会からのお知らせを掲載します。

○はじめに

本年は地方公務員共済年金の「財政再計算」を行う年となっています。

そこで、「財政再計算」についてご理解を深めていただくために、今回は、共済年金の財政の現状について説明します。

《財政再計算とは…》

共済年金制度の運営は、組合員が納める掛金や地方公共団体等からの負担金、利息及び配当金などの収入と年金給付額、基礎年金拠出金などの支出とが長期的に均衡し、安定していなければなりません。

収入と支出は、公務員共済の過去の実績値などに基づいて将来の予測額を推計しますが、将来にわたって収支の均衡が図れるよう、5年ごとに算定基礎を見直し、保険料率（掛金率と負担金率の合計）を計算し直すことを「財政再計算」といいます。

この作業は、地方公務員共済組合連合会において行います。

なお、一昨年に公布された『被用者年金一元化法』により、平成27年10月からは組合員も厚生年金に加入することとなり、保険料率も経過措置を設けて厚生年金の保険料に統一されることとなります。

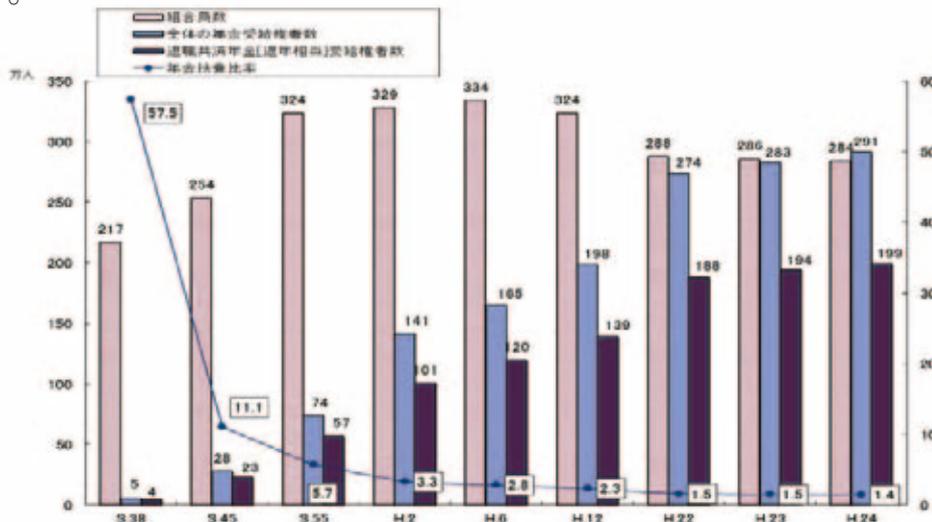
今回の財政再計算では、収支見通しを作成した上で、組合員が厚生年金に加入するまでの間の保険料率を算定することとなります。

○組合員 1.4人で退年相当受給権者 1人を支えています

組合員数は、昭和40年代から昭和50年代の前半にかけて大幅に増加し、平成6年度で334万人のピークに達した後、減少に転じ、平成24年度末では284万人となっています。

一方、年金受給権者のうち、退職年金、減額退職年金及び組合員期間25年以上（経過的に20年～24年も含む）の退職共済年金（以下「退職共済年金 [退年相当]」という。）の受給権者は、制度発足以来、年々増加し、平成24年度末では199万人まで増加しています。

この結果、年金扶養比率（退職共済年金 [退年相当] 受給権者 1人を組合員何人で支えているかという指標）についてみると、組合員数がピークに達した平成6年度には2.8人、平成24年度には組合員1.4人で退職共済年金 [退年相当] 受給権者 1人を支えている状態となっています。

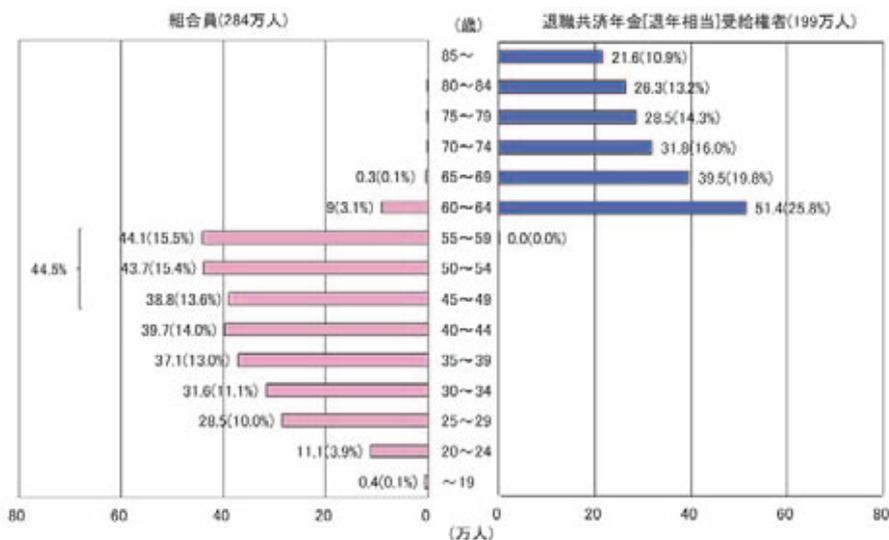


○組合員のうち45%が45歳以上の者となっています

平成24年度末における組合員の年齢階級（カッコ書きは構成割合）のうち、最も構成割合が高いのは55歳～59歳の15.5%、次いで50歳～54歳の15.4%であり、若い年齢ほど組合員数は少なくなっています。

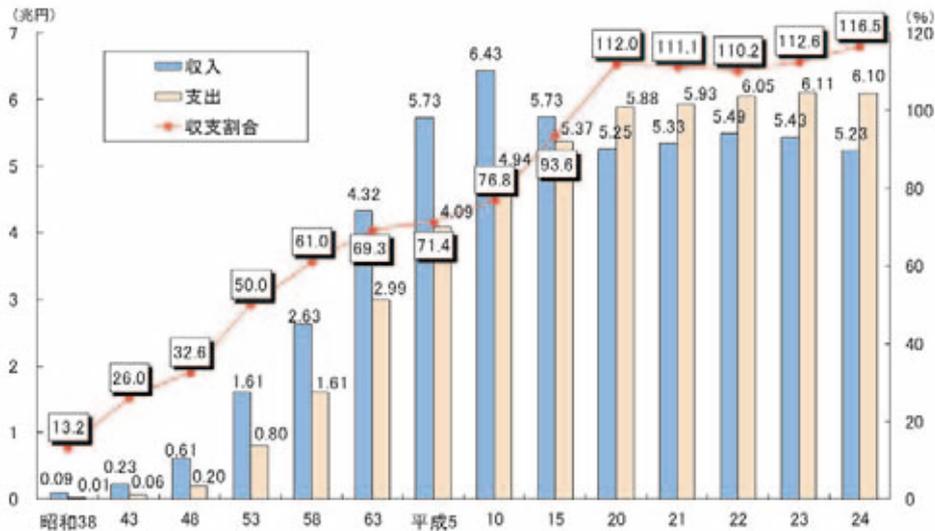
一方、退職共済年金 [退年相当] 受給権者の年齢階級のうち、最も構成割合が高いのは、60歳～64歳の25.8%、次いで65歳～69歳の19.8%です。また2つの階級を合わせると、構成割合は全体の45.6%を占めています。

組合員のうち約45%を占める45歳以上の者が、今後15年間にわたり順次退職することが見込まれるため、退職共済年金 [退年相当] 受給権者については、今後しばらくは増加していくことが見込まれます。



○保険料のほか積立金の一部を取り崩して給付を賄っています

収入に対する支出の割合を示す収支割合では、平成20年度を境に100%を上回っています。すなわち、平成19年度までは、収入が支出を上回り、その剰余を後年の給付のために積立金として積み立ててきましたが、平成20年度からは支出が収入を上回り、積立金の一部を取り崩して給付を賄っています。



○おわりに

以上のとおり、組合員の減少、年金受給権者の増加により、収入に対する支出の割合は毎年増加し、積立金の減少額も次第に増加してきています。今後も組合員の減少と年金受給権者の増加については、注視しつつ、将来にわたって収支の均衡が図れるよう努めてまいります。

平成26年は、財政再計算の年です。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに財政再計算に関する情報を掲載しています。今後、財政再計算についての関連情報等を掲載していきますので、ぜひ、ご覧ください。こちらへアクセス→ <http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ) トップページの、「財政再計算 (掛金率の改定等)」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

ホームページをリニューアルしました



組合員の皆様にとって、より使いやすく、分かりやすい情報提供を実現するため、4月1日からホームページのリニューアルを行いました。これからも、各種給付や事業の案内など新しい情報の提供を行いますので、ご活用ください。

※リニューアルにあたり、トップページのアドレスは変更ありませんが、一部アドレスを変更したページがあります。ホームページはこちら→ <http://www.nagasaki-kyosai.jp/>

長崎県市町村職員共済組合

検索

平成26年4月からの年金制度改正のお知らせ

共済ながさき第156号（平成25年1月号）で社会保障・税一体改革に伴う年金制度等の改正についての記事を掲載しておりましたが、今号では、その改正のうち、平成26年4月からの改正の概要をお知らせします。

1 遺族基礎年金の父子家庭への支給

これまで遺族基礎年金の支給対象外であった父子家庭にも支給されます。

（妻が平成26年4月以降に亡くなった場合）

改正前

死亡した者によって生計を維持されていた子（※）のある妻又は子に支給



改正後

死亡した者によって生計を維持されていた子（※）のある配偶者又は子に支給

※18歳到達年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害の状態にある子

2 特例による退職共済年金の支給開始に係る障害者特例の取扱いの見直し

改正前

特例による退職共済年金の受給権者が、障害等級が1級から3級までに該当している場合、本人からの請求があれば、請求の翌月から退職共済年金に定額部分や加給年金が加算されます。（いわゆる満額の年金が支給されます。）



改正後

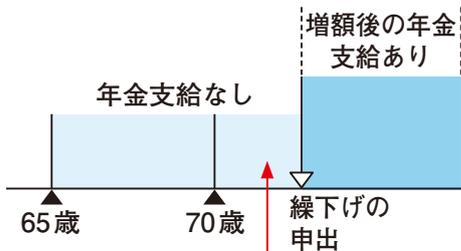
加算の始期が請求の翌月からではなく、**障害等級に該当した日まで遡及して**加算されます。
※退職共済年金の支給開始年齢よりも前から障害の状態にあるときは支給開始年齢まで遡ります。

（注）平成26年4月前に遡って適用されることはありません。

3 本来支給の退職共済年金の繰下げ支給の取扱いの見直し

改正前

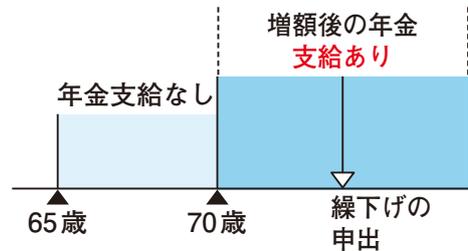
65歳からの「本来支給の退職共済年金」を受けられる者が65歳から受取らずに、66歳から70歳までの間に支給の繰下げの申出をした場合は、その申出をした月の翌月から増額した年金を受けられます。



繰下げ加算の上限は60月であるため、70歳以降に申出をしても、70歳から申出までの間の繰下げ加算はなく、年金支給もなし

改正後

70歳前は現在と同様。
70歳以降に申出をした場合、70歳到達月の翌月から増額した年金を受けられます。



70歳時点で申出をしたものとみなし、70歳到達月の翌月から支給

組合員・被扶養者の異動に伴う手続き等について

年度末・年度始めは就職や退職など、組合員及びご家族の異動が多い時期です。主に次のような事例が生じた場合は、所属所の共済組合事務担当課へ連絡し、必要な手続きを行ってください。

- 1 組合員が退職等により資格を喪失した場合
- 2 お子様が進学し、他の健康保険に加入した場合
- 3 配偶者がパートやアルバイトを始め、その収入額が年額130万円を超える見込みである場合
- 4 別居しているお子様が大学などを卒業し、アルバイトなどで収入を得ており、組合員からの生活費の援助額より収入額が多くなる場合
- 5 配偶者が雇用保険の失業手当(給付日額3,612円以上)を受給することとなった場合

以上のような事例に該当する場合、事例発生後の組合員証及び組合員被扶養者証につきましては使用することができませんので、速やかに所属所の共済組合事務担当課へ返納してください。

なお、資格喪失及び認定取消後に組合員証等を使用し、医療機関で受診をしている場合、その医療費を返還していただくこととなりますので、十分にご注意ください。

産前産後休業期間中の掛金(保険料)が免除されます！

今月から、育児休業期間中の組合員だけでなく、産前産後休業期間中(※)の組合員についても申出により掛金が免除されるようになります。

【平成26年3月まで】

産前産後休業期間	育児休業期間
掛 金 負 担	掛 金 免 除

【平成26年4月から】

産前産後休業期間	育児休業期間
掛 金 免 除	

※ 地方公共団体における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間であること。

貸付事業のお知らせ

共済組合では、組合員の皆様が資金を必要とする時に次のような貸付けを行っています。借入れをお考えの方につきましては、ぜひ共済組合の貸付制度をご活用ください。



《貸付種類及び貸付事由等》

貸付種類		貸付事由	貸付金 最高限度額	貸付利率 (変動利率)
普通貸付		車、家電等生活必需物資の購入資金	200万円	年2.66%
住宅貸付		自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入又は住宅の敷地の購入資金 (組合員期間1年以上の方に限る)	1800万円	年2.66%
在宅介護対応 住宅貸付		要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入資金 (住宅貸付を行う場合のみ申込可)	300万円	年2.40%
災害貸付	家財	水震火災その他の非常災害及び盗難等による損害のための家財購入資金	200万円	年2.22%
	住宅	水震火災その他の非常災害による損害のための	1800万円	
	再貸付	住宅新築等資金	1900万円	
特別貸付	医療	療養(高額療養費の支給対象となる療養を除く)に必要な資金	100万円	年2.66%
	入学	入学に必要な資金	200万円	
	修学	修学に必要な資金	修学1年につき 120万円	
	結婚	婚姻に必要な資金	200万円	
	葬祭	葬祭に必要な資金	200万円	

《申込締切日・貸付日》

貸付種類	申込締切日	貸付日
<ul style="list-style-type: none"> 普通貸付 災害貸付 特別貸付 	5日(共済組合必着)	末日(12月のみ25日) ※銀行休業日のときは、前営業日です。
<ul style="list-style-type: none"> 住宅貸付 在宅介護対応住宅貸付 	貸付希望月の前月20日 (共済組合必着)	

※ 貸付事業について詳細な内容や申込みに関する手続き等は所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせください。

貸付金は、組合員の皆様が将来受けることとなる長期給付(年金)を原資としております。ご利用の際は、収入と支出のバランスを考えた返済計画を立ててご利用ください。

《貸付事業の見直しについて》

組合員が利用しやすい制度とするため、平成26年度から見直しましたのでお知らせします。

1 抵当権の取扱いについて

住宅貸付又は災害貸付（不動産に係る貸付け）のうち貸付金額が400万円を超える場合は、抵当権を設定し抵当権の設定又は解除に要する費用を借受人の負担としていましたが、平成26年度以降に行う貸付けについては、抵当権の設定を求めないこととします。

また、現在償還中の貸付けで既に設定された抵当権については、償還中であっても借受人の申し出により抹消することができます。

2 一部負担金の負担について

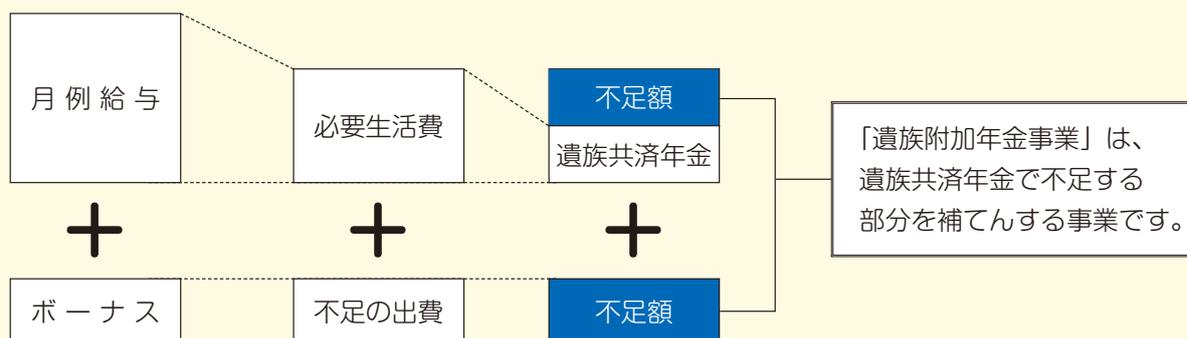
自己破産や個人再生などによる未回収債権を、保険金にて補てんする貸付債権共同保全事業を運営するための保険料の一部を貸付利率に上乗せして、借受人から一部負担金（負担率 年0.06%）として求めていましたが、平成26年度以降は一部負担金を求めないこととします。

遺族附加年金事業のお知らせ

組合員の皆様に万一の事態があると、その遺族に共済組合から遺族共済年金が支給されます。しかし、その額は残された家族の生活維持という観点から十分とはいえないのが現状です。このような現状を踏まえ、組合員の皆様に万一の事態があった場合に遺族に一定期間年金を支払うことにより、遺族共済年金を補てんし、遺族の生活安定に寄与することを目的とした事業です。

この制度は任意加入ですが、安い保険料で大きな安心を得られます。5月に中途募集を行いますので、予測できない事態に備えて、ご加入をご検討ください。

【事業のイメージ】



貯金事業のお知らせ

貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、組合員の皆様の財産づくりと豊かな生活設計に役立つよう設けられた事業です。

貯金の種類

積立貯金で次の2種類

- 定例積立金…毎月の給料から積み立てる。
- 賞与積立金…6月及び12月の賞与から積み立てる。

積立額

1,000円単位の整数倍

利率

年0.60%（税引前）金融情勢の変動等に応じて設定

税金

積立貯金の利息に課せられる税金は次の2種類

- 所得税及び復興特別所得税 15.315%
- 住民税 5%

利息の計算

毎年3月及び9月の末日に計算し、翌日に元金に繰り入れる半年複利方式。

加入時期

毎月末日締切りで、翌月から積立開始。

積立額の変更

年2回（4月末日及び10月末日締切りで、6月及び12月から変更）

貯金の払戻し

月2回（加入してから1年未満の方は払戻不可）



	締 切 日	送 金 日
1回目	前月末日（共済組合必着）	15日
2回目	15日（共済組合必着）	末日（3月及び12月は25日）
備 考	締切日は厳守願います。	銀行休業日のときは、前営業日

貯金の解約

月1回

	締 切 日	送 金 日
期 日	5日（共済組合必着）	末日（3月及び12月は25日）
備 考	締切日は厳守願います。	銀行休業日のときは、前営業日

積立中断・復活

毎月末日締切りで、翌月から中断・復活。

そ の 他

預金通帳やカードはありません。（年2回残高通知書を送付）

「積立貯金払戻・解約請求書」提出及び送金スケジュール

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	提出締切日	送金日	提出締切日	送金日
平成26年5月送金	4月30日	5月15日	5月2日	5月30日
	5月15日	5月30日		
平成26年6月送金	5月30日	6月13日	6月5日	6月30日
	6月13日	6月30日		
平成26年7月送金	6月30日	7月15日	7月4日	7月31日
	7月15日	7月31日		

注意事項

- 1 提出締切日までに共済組合へ必着するよう手続きしてください。
- 2 払戻・解約請求については、共済組合に登録している登録印での請求となります。
- 3 積立貯金に加入してから1年未満の方は払戻しできません。
- 4 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残額です。